# 特別調達資金債権管理事務取扱規則 （昭和三十三年大蔵省令第四十五号）

#### 第一条（通則）

特別調達資金に属する債権の管理に関する事務を所掌する特別調達資金債権管理職員の事務取扱その他国の債権の管理に関する事務の取扱については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

#### 第二条（定義）

この省令において、「債権」又は「債権の管理に関する事務」とは、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号。以下「法」という。）第二条第一項又は第二項に規定する債権又は債権の管理に関する事務を、「特別調達資金債権管理職員」とは、法第五条の規定により防衛大臣から特別調達資金に属する債権の管理に関する事務を行うこととされた職員をいう。

##### ２

この省令において、「資金」、「資金会計官」、「資金出納命令官」、「資金出納官吏」又は「分任資金会計官」とは、特別調達資金設置令施行令（昭和二十六年政令第二百七十一号。以下「施行令」という。）第一条、第三条第二項若しくは第六項又は第三条の二第一項に規定する資金、資金会計官、資金出納命令官（同令第三条第六項の規定に基づき資金出納命令官の事務を代理する職員を含む。）、資金出納官吏（同項の規定に基づき資金出納官吏の事務を代理する職員を含む。）又は分任資金会計官をいう。

#### 第三条（納入の告知の手続）

資金に属する債権の管理に関する事務を所掌する特別調達資金債権管理職員は、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号。以下「令」という。）第十三条第一項の規定により納入の告知をする場合には、同一債務者に対する債権金額の合計額が履行の請求に要する費用をこえない場合を除くほか、法第十一条第一項の規定により債務者および債権金額を確認した日（履行期限の定のある債権にあつては、その確認した日と当該履行期限から起算して二十日前の日とのいずれか遅い日）後遅滞なく、債務者の住所及び氏名又は名称、納付すべき金額、期限及び場所、弁済の充当の順序、その他納付に関し必要な事項を明らかにした書類を作成しなければならない。

##### ２

特別調達資金債権管理職員は、前項の書類を作成した後遅滞なく、同項に規定する事項を明らかにした別紙第一号書式の納入告知書を作成して債務者に送付しなければならない。  
ただし、口頭をもつてする納入の告知により債務者をして即納させる場合及び特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号。以下「設置令」という。）第一条に規定する契約に基づき、アメリカ合衆国政府又は国際連合の軍隊の派遣国の政府から受け入れる受入金に係る債権（同条に規定する諸機関に係るものを除く。）について、履行の請求をする場合は、この限りでない。

##### ３

特別調達資金債権管理職員は、債務者に対し口頭をもつて納入の告知をする場合及びアメリカ合衆国政府又は国際連合の軍隊の派遣国の政府に対し履行の請求（設置令第一条に規定する諸機関に係るものを除く。）をする場合には、その納付すべき金額その他納付に関し必要な事項を相手方に通知しなければならない。

##### ４

特別調達資金債権管理職員は前二項の規定により納入の告知をした場合においては、第一項に規定する事項及び納入の告知を明らかにした書面を当該告知をした債権に係る受入金に係る資金会計官、分任資金会計官、資金出納命令官又は資金出納官吏（以下「受入事務担当職員」という。）に送付しなければならない。

##### ５

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）第十三条の規定は、第一項及び第二項に規定する期限又は弁済の充当の順序を定める場合について準用する。

#### 第四条（債権金額の異動に伴う納入告知書又は納付書の送付）

特別調達資金債権管理職員は、すでに納入告知書を発し、又は次項に規定する納付書を送付した債権金額について法第十一条第一項後段の規定による調査確認の変更をした場合において、当該納入告知書又は納付書に記載された債務者の納付すべき金額がその変更に係る調査確認後の納付すべき金額に不足するときは、直ちに債務者に対し、その旨の通知をするとともに、その不足額について前条の規定により納入の告知及び受入事務担当職員に対する書面の送付の手続をしなければならない。

##### ２

特別調達資金債権管理職員は、前項の場合において当該納入告知書又は納付書に記載された債務者の納付すべき金額がその変更に係る調査確認後の納付すべき金額を超過するときは、直ちに、債務者に対し、その旨を通知するとともに、その変更に係る調査確認後の納付すべき金額について、債務者の住所及び氏名又は名称、当該納付すべき金額、期限及び場所、弁済の充当の順序、その他納付に関し必要な事項を明らかにした別紙第二号書式の納付書（以下「納付書」という。）を作成して、債務者に送付し、かつ、受入事務担当職員に対してその旨の通知をしなければならない。

##### ３

前二項の規定は、前条第三項の規定により通知をした債権の金額に変更があつた場合について準用する。

#### 第五条（弁済の充当及び充当不足額の納付書の送付）

特別調達資金債権管理職員は、その所掌に属する債権について、特別調達資金出納官吏事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十五号。以下「資金出納官吏事務規程」という。）第三十条第三項の規定により資金出納官吏が送付した書面を受けた場合又は日本銀行特別調達資金出納取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第百号。以下「出納取扱規程」という。）第八条第二項の規定により日本銀行が送付した領収済通知書若しくは同条第三項の規定により日本銀行が送付した振替済通知書を受けた場合においてその領収した金額が国の収納すべき元本金額と利息、延滞金及び一定の期間に応じて付する加算金の金額との合計額に不足するときは、法令の定めるところにより順次にその領収金額を利息、延滞金、加算金及び元本に充当し、未納に係る元本金額又は利息、延滞金若しくは加算金の金額について前条第二項の規定に準じて作成した納付書を債務者に送付しなければならない。  
ただし、領収金額を元本金額の全部に充当した場合において、延滞金又は一定の期間に応じて付する加算金の全部又は一部が未納であるときは、未納に係る延滞金又は一定の期間に応じて付する加算金の金額について第三条第一項から第四項までの規定により納入の告知及び受入事務担当職員に対する書面の送付の手続をしなければならない。  
この場合において、第三条第一項中「期限及び場所、弁済の充当の順序」とあるのは、「期限及び場所」と読み替えるものとする。

#### 第六条（相殺超過額の納付書の送付）

特別調達資金債権管理職員は、第三条第二項の規定により納入告知書を送付した後、当該納入の告知をした債権が国の債務と相殺された場合において、当該債権の金額が相殺額を超過するときは、その超過額について納付書を作成して債務者に送付しなければならない。  
この場合において納付期限は既に告知した納付期限と同一の期限とし、当該納付書の表面余白に「相殺超過額」と記載するものとする。

#### 第七条（相殺があつた場合における納付書の送付）

特別調達資金債権管理職員は、特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十四号）第十二条第十一項の規定により資金会計官、分任資金会計官又は資金出納命令官から請求があつた場合には、直ちに相殺のあつた債権に係る納入告知書又は納付書に記載された事項を記載した納付書を作成し、これを当該資金会計官、分任資金会計官又は資金出納命令官に送付しなければならない。

##### ２

特別調達資金債権管理職員は、資金出納官吏事務規程第十九条第十二項の規定により資金出納官吏から納付書の交付の請求があつた場合には、直ちに相殺額に相当する金額について相殺のあつた債権に係る受入事務担当職員別に、納入告知書又は納付書に記載された事項を記載し、かつ、請求を行つた資金出納官吏の官職及び氏名を付記し、表面余白に「相殺額」と記載した納付書を作成し、これを当該資金出納官吏に送付しなければならない。

#### 第八条

特別調達資金債権管理職員に係る債権管理事務取扱規則第十八条又は第二十二条の適用については、これらの規定中「納付書」とあるのは、「特別調達資金債権管理事務取扱規則第四条第二項の規定に準じて作成した納付書」と読み替えるものとする。

#### 第九条（消滅に関する通知等の手続）

令第二十二条に規定する債権の消滅に関する通知は、資金出納官吏事務規程第三十条第三項又は出納取扱規程第八条第二項若しくは第三項の規定によるもののほか、債務者の住所及び氏名又は名称、消滅の日付、消滅金額、消滅の事由その他必要な事項を記載した書面を送付することにより行うものとする。

##### ２

特別調達資金債権管理職員は、出納取扱規程第八条第二項又は第三項の規定により日本銀行から領収済通知書又は振替済通知書の送付を受けたときは、直ちに当該通知書に記載された事項を明らかにした書面を作成して当該債権に係る受入事務担当職員に送付しなければならない。  
ただし、日本銀行から送付を受けた領収済通知書が設置令第一条に規定する諸機関の納付又は施行令第一条の二に規定する損害賠償金、弁償金若しくは物品の売払代金の納付に係るものであるときは、この限りでない。

#### 第十条（納入告知書又は納付書の記載事項の訂正等）

特別調達資金債権管理職員は、資金出納官吏又は日本銀行が資金として受入金を受け入れた後において、当該受入金に係る納入告知書又は納付書に記載された事項の中で金額以外のものに誤びゆうがあることを発見した場合で必要があるときは、直ちに当該資金出納官吏又は日本銀行に対し、当該誤びゆうの訂正を請求しなければならない。  
この場合において、口座更正を必要とするときは、当該日本銀行に対しあわせて口座更正の請求をしなければならない。

##### ２

特別調達資金債権管理職員は、前項の規定により日本銀行に対し請求した場合において、訂正済又は口座更正済の通知を受けたときは、直ちにその旨を関係の受入事務担当職員に通知しなければならない。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三四年一〇月八日大蔵省令第七〇号）

##### １

この省令は、昭和三十四年十一月一日から施行する。

# 附則（昭和三六年一二月二八日大蔵省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三七年五月二九日大蔵省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四三年一〇月七日大蔵省令第五二号）

##### １

この省令は、昭和四十三年十一月一日から施行する。

##### ５

国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令（昭和四十三年大蔵省令第五十一号）の施行前に発行し、又は交付し若しくは送付する国庫金振替書、国庫金送金請求書、国庫金振込請求書、国庫金送金通知書及び国庫金振込通知書の様式並びにその用紙の日本銀行からの受領並びに同令の施行前に行なう道府県民税及び市町村民税額の納入については、なお従前の例による。

##### ６

前項に規定するもののほか、この省令の施行に伴い必要な経過措置は、別に大蔵大臣が定める。

# 附則（昭和四五年四月一日大蔵省令第二〇号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ３

この省令の施行前に特別調達資金債権管理事務取扱規則第三条第一項に規定する資金債権管理官等が発行した納入告知書又は納付書で損害賠償金、弁償金又は物品の売払代金の債権に係るものの領収済通知書を、この省令の施行後に当該資金債権管理官等が日本銀行から送付を受けた場合における同条第四項に規定する受入事務担当職員に対する書面の送付は、この省令による改正後の特別調達資金債権管理事務取扱規則第九条第二項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附則（昭和四五年八月二五日大蔵省令第六二号）

##### １

この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

# 附則（昭和四六年一一月三〇日大蔵省令第八一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の契約事務取扱規則第二十六条の規定は、昭和四十六年十月一日から適用する。

# 附則（平成六年三月二三日大蔵省令第一一号）

##### １

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

##### ２

この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取りつくろい使用することができる。

# 附則（平成一二年九月二九日大蔵省令第七五号）

##### １

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に存するこの省令（第四十二条を除く。）による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

# 附則（平成一九年一月四日財務省令第一号）

##### １

この省令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

# 附則（平成二〇年一二月二六日財務省令第九〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十一年一月五日から施行する。

# 附則（令和二年一二月四日財務省令第七三号）

##### １

この省令は、令和三年一月一日から施行する。  
ただし、第二十条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。